

介護保険料の所得段階が「第1～3段階」のみなさんへ 介護保険料「軽減」のお知らせです

介護保険料は、所得の低い人などの負担が大きくならないように、本人や世帯の課税状況、所得に応じて段階的に設定しています。

保険料の所得段階が1段階・2段階・3段階の人には、令和元年10月の消費税率引き上げに合わせて対象者を第2・3段階まで広げ、令和2年度にかけて段階的に負担軽減を強化します。

対象者 介護保険料の所得段階が「第1～3段階」の人

令和元年度の保険料は以下のとおりです。

所得段階	令和元年度保険料（年額）	
第1段階	基準額 × 0.375	26,325円
第2段階	基準額 × 0.625	43,875円
第3段階	基準額 × 0.725	50,895円

※基準額・・・70,200円（年額）



所得段階	令和2年度保険料（年額）	
第1段階	基準額 × 0.30	21,060円
第2段階	基準額 × 0.50	35,100円
第3段階	基準額 × 0.70	49,140円

問 福祉課 介護保険係 ☎57-8591

農耕トラクタなどのナンバー登録の手続きはお済みですか？

農場、工場、工事現場などでのみ使用され、道路を走らないものも、軽自動車税の標識（ナンバー）登録の手続きが必要です。

下の表に当てはまる小型特殊自動車をお持ちの人は、税務住民課で手続きをお願いします。

町では、軽自動車税の適正な賦課徴収を図るため、町内全域で未手続車両の調査を進めています。ナンバープレートが取り付けられていない車両を見かけたら、税務住民課までお知らせください。

構造および原動機	最高速度および大きさ	年税額
乗用装置を有する、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機など	最高速度35キロメートル未満のもの	2,400円
フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、林内作業車、草刈り作業車など	長さ4.70メートル以下、幅1.70メートル以下、高さ2.80メートル以下に該当するもののうち、最高速度15キロメートル以下のもの	5,900円

○軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車など」という。）の4月1日現在の所有者に対し、軽自動車などの主たる定置場所在の市町村が課税します。

○軽自動車などの所有者は、南関町税条例第87条に基づき、軽自動車などの所有者となった日から15日以内にナンバー登録の手続き（申告）をしなければなりません。

※車両を変更した場合も手続きが必要です。

○手続きの際には、印鑑、販売（または譲渡）証明書、本人確認書類（免許証など）をそろえて税務住民課にお越しください。

○正当な理由がなくナンバー登録の手続き（申告）をしなかった場合は、10万円以下の過料に処されることがあります。

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

新型コロナウイルス対策特別資金利子補給金

町では、新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている中小企業者が資金を円滑に調達できるよう、国県特別融資などを利用した際の利子補給を行います。

●対象事業者

次のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- ・県の金融円滑化特別資金（一般、SN4号、危機関連）および日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、熊本県信用保証協会などの新型コロナウイルス感染症関連資金の融資を受けていること
- ・町内に事業所を有すること
- ・町税に滞納がないこと

●補給金の内容

- ・対象融資について、取扱金融機関に毎年1月1日から12月31日までに支払った借り入れに係る利子に相当する額の全額（国または他の地方公共団体から利子補給金の交付を受けられる場合は、当該利子補給額を控除した額）
- ・利子補給の対象期間：融資実行日から36ヶ月以内
- ・利子補給の対象融資限度額：8,000万円

●申請方法等

- ・毎年1月末日までに所定の様式により申請してください。
※様式は、町ホームページからダウンロードしてください。
- ・利子補給金の支払い予定日は3月下旬を予定しています。

問 まちづくり課 企業誘致係 ☎57-8501

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の流行により、次の要件①または②のいずれかに該当する対象者は、後期高齢者医療保険料の減免を申請できます。

◆対象となる保険料 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（年金からの徴収の場合は、年金給付の支払日）が設定されている人

◆申請期限 令和3年3月31日

◆要件

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者 ⇒ **保険料の全額を免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の(1)～(3)に該当する世帯に属する被保険者 ⇒ **保険料の一部を免除**

世帯の主たる生計維持者について

- (1)事業収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて**10分の3以上**減少する見込みであること
- (2)前年の所得の合計額が**1,000万円以下**であること
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が**400万円以下**であること

減免を希望する人は、福祉課に申請してください。必要書類など、詳しい申請の方法についてはお問い合わせください。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503